国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和8年10月1日
関 東 運 輸 局

違法ハイヤー・白タク対策を強化します

～安心して利用できるハイヤー・タクシーサービスの実現に向けて～

近年、訪日外国人旅行者の増加に伴い、空港や観光地などでハイヤー運転者による違法な客引き行為や、無許可で有償運送を行ういわゆる「白タク」行為が問題となっています。

こうした行為は、利用者が適正な運賃や運送条件を確認できないまま車両を利用することにつながるほか、健全に事業を行う運送事業者との公平な競争を損なうおそれがあります。

このため、利用者が安心してハイヤーやタクシーを利用できる環境を確保するとともに、悪質な違反行為を抑止するため、10月1日より行政処分の強化と新たなルールの導入を行います。

今回の改正のポイント

1. **ハイヤー利用時の契約内容を「見える化」します**

ハイヤー事業者に対し、「運送引受書」「運行指示書」の作成・交付を義務付けます。
併せて、行政処分の基準も新設します。

【運送引受書】・交付義務違反
① 未交付：60日車（初違反） ② 記載事項等の不備：警告（初違反）
・写しの保存義務違反：60日車（初違反）

【運行指示書】・作成等義務違反
① 運行指示書の作成、指示または携行の義務違反：30日車（初違反）
② 記載事項等の不備：警告（初違反）
・保存義務違反：30日車（初違反）

（「ハイヤー事業者への運送引受書・運行指示書作成の義務付けについて」参照）

2. **空港などでの違法な客引きへの対応を強化します**

ハイヤーの許可条件に違反する客引き行為や名義貸しなどの悪質な違反について、事業停止期間をこれまでの2倍に引き上げます。

【事業停止処分】 現行：30日間 ⇒ 改正後：60日間

（「白タク・違法ハイヤーへの罰則の強化について」参照）

3. **白タク・白トラへの処分を大幅に強化します**

自家用車等を用いた無許可営業に対する車両使用禁止等の処分をこれまでの2倍に引き上げます。

【使用の制限又は禁止】
・法4条違反 現行：60日（初犯） ⇒ 改正後：120日（初違反）
・法78条違反 現行：40日（初犯） ⇒ 改正後： 80日（初違反）

（「白タク・違法ハイヤーへの罰則の強化について」参照）

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車交通部旅客第二課 担当：佐藤、田中
TEL：045－211－7246（直通） FAX：045－201－8802
関東運輸局自動車監査指導部 担 当：堤、青木、永井
TEL：045－211－7271（直通） FAX：045－201－8804
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、ハイタク等専門紙

（参考）

ハイヤー事業者への運送引受書・運行指示書作成の義務付けについて

国土交通省

○ ハイヤーにおける違法行為を防止する観点から、貸切バス事業者に対する規制に倣い、ハイヤー事業者に対して運送引受書・運行指示書の作成の義務付けを行うこととする。
○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正

運送引受書

事業者は**運送の申込者へ交付**のうえ、**写しを保存**

＜記載事項＞
- 運送契約の申込みの方法
- 事業者の名称
- 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 運賃及び料金の額
- 上記のほか、国土交通大臣が定める事項

運行指示書

事業者は**運転者へ（運行ごとに）指示・交付**のうえ、**保存**

＜記載事項＞
- 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 運転者の氏名
- 使用車両の登録番号
- 運送契約の相手方の氏名又は名称及び連絡先
- その他運行の安全を確保するために必要な事項

処分基準内容

	初違反	再違反
● 運送引受書の交付義務違反		
① 未交付	60日車	120日車
② 記載事項等の不備	警　告	10日車
● 運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
● 運行指示書の作成等義務違反		
① 運行指示書の作成、指示または携行の義務違反	30日車	60日車
② 記載事項等の不備	警　告	10日車
● 運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車

白タク・違法ハイヤーへの罰則の強化について

国土交通省

違法ハイヤーに対する処分基準の改正

処分内容：悪質違反に対する事業停止処分

①無許可経営
②運行管理者不在
③著しい改善基準告示違反
④全運転者の点呼の未実施
⑤全車両の点検整備の未実施
⑥整備管理者不在
⑦**名義貸し**
⑧**事業の貸し渡し**
⑨**許可・認可の条件違反**
⑩検査忌避・虚偽の陳述

＜現行＞ ①～⑩個々の違反について それぞれ**３０日間**の事業停止

2倍

＜改正＞ ①～⑩個々の違反について それぞれ**６０日間**の事業停止

※上記の他、酒気帯び・薬物使用等運転または過労運転等についても事業停止処分に至るケースあり
※ハイヤーについては、許可の際に「運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨」の条件あり
＜道路運送法抜粋＞
第８６条　免許、許可、登録又は認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

白タク・白トラ行為に対する処分基準の改正

処分内容：自家用自動車の使用の制限又は禁止

	＜現行＞	＜改正＞
◆ 道路運送法第４条違反 ※第４３条（特定）等を含む	初　犯　**６０日** 再違反　１２０日 再々違反　１８０日	初違反　**１２０日** 再違反　１８０日
◆ 道路運送法第７８条違反	初　犯　**４０日** 再違反　８０日 再々違反　１２０日	初違反　**８０日** 再違反　１８０日

2倍

※再違反・再々違反：行政処分を受けた日から３年以内に同一条項に１回又は２回以上違反したもの

＜道路運送法・抜粋＞
第８１条　国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、**六月以内において**期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。